

国立大学法人東京農工大学動物実験指針の一部改正

国立大学法人東京農工大学動物実験指針を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学動物実験指針</p> <p>平成16年4月1日 16 教 規程第68号</p> <p>1～3 省略</p> <p>4．施設、設備の整備 実験者及び国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項に定める組織及び施設に定める組織及び施設（以下、「組織等」という。）は、動物実験を適正にかつ円滑に実施するために必要な動物実験の場及び飼育施設・設備の整備並びにその維持・管理に努めなければならない。</p> <p>5～14 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>1～3 省略（現行どおり）</p> <p>4．施設、設備の整備 実験者及び国立大学法人東京農工大学組織運営規則第2条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める組織及び施設（以下、「組織等」という。）は、動物実験を適正にかつ円滑に実施するために必要な動物実験の場及び飼育施設・設備の整備並びにその維持・管理に努めなければならない。</p> <p>5～14 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（20 教 規程第24号）

この規程は、平成20年4月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。